議事要旨(1) 実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」及び実務対応報告第 19 号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」の改正について

冒頭、新井常勤委員（専門委員長）から、実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（以下、「実務対応報告第 18 号」という。）及び実務対応報告第 19 号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（以下、「実務対応報告第 19 号」という。）の改正は、企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下、「企業会計基準第 24 号」という。）の公表に伴う技術的な改正として公開草案の手続を経ずに公表するものであり、本日の審議の後、公表を決議する予定であることが説明された。引き続き、市原専門研究員より、前回委員会以降の修正箇所に関する説明がなされたが、特段の質疑応答はなかった。

なお、委員長から補足説明として、審議事項（１）－１の表題に関して、事務局側は「企業会計基準第 24 号の公表に伴う他の会計基準等の改正」と簡素化したものに統一するかどうかを長期的に検討する予定にしていたが、今回の改正から対応することについて他の委員から反対意見はなかったため、表題の見直しに関しては字句等の修正の範囲として委員長に一任することが確認された。

審議の後、採決が行われ、字句等の修正については委員長に一任する前提で、出席者 10 名全員の賛成により、実務対応報告第 18 号及び実務対応報告第 19 号の改正の公表が承認された。

以　上

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。